

## 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、公共水域の水質汚濁に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、定められています(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)。

### ① 生活環境の保全に係る環境基準

「生活環境項目」として、河川、湖沼及び海域ごとに水利目的等に応じた水域類型を設け、類型ごとに基準値が定められています。市域においては、男里川、菟砥川、山中川が類型指定されています。

生活環境の保全に係る環境基準(市内河川適応分)

水域	河川名	種類	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
男里川	男里川	A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mp/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
	菟砥川						
	山中川						

(注) 基準値は、日間平均値とする。

### ② 人の健康の保護に係る環境基準

「健康項目」として、全公共用水域において合計27項目が定められています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下